

随意契約（相手方指定）調書

件名	第五中学校付近永久水利施設整備工事	No. 5100131
工（納）期	平成29年1月31日	
契約締結日	平成28年11月16日	
契約金額	11,880,000円（消費税込み）	

契約相手方	大日本土木株式会社 東京支店 (法人番号：6200001003034)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>第五中学校付近永久水利施設整備工事</p>
<p>選 定 業 者 (案)</p>	<p>名 称 : 大日本土木株式会社 東京支店 所在地 : 東京都新宿区六丁目16番6号 代表者 : 支店長 仁木 勇</p>
<p>特 命 理 由</p>	<p>本件は、第五中学校東側に位置する隅田川防潮堤に、永久水利施設に伴う消火用取水管等を設置する工事である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、本件の工事区域において、東京都江東治水事務所が発注した隅田川(尾竹橋下流)防潮堤耐震補強工事(その2)(以下、「防潮堤耐震工事」という。)及び東京都第六建設事務所が発注した隅田川河川水活用施設整備工事(永久水利整備に伴う階段設置及び防潮堤削孔工事)(以下、「階段等工事」という。)を現在受注・施工している。</p> <p>② 本工事では、階段等工事での防潮堤削孔後、治水安全上、速やかに取水管を設置して削孔箇所を閉塞することが必要不可欠であるため、階段等工事との綿密な工程調整・施工管理が必要となるが、仮に上記業者以外が本工事を受注した場合、階段等工事との工程調整を図りつつ、迅速に取水管を設置すること、及び限られた工期期間内で本工事を施行することが困難となり、さらに防潮堤耐震工事及び階段等工事と本工事との工事責任の所在が不明確になる恐れがある。</p> <p>そのため、防潮堤耐震工事及び階段等工事を受注している上記業者を本工事の契約相手方とすることで、本工事との一体的な施工を可能とし、安全の確保や工期の短縮、経費の節減に加え、地域住民や関係機関との協議も円滑に進めることができる。</p> <p>③ また上記業者が設置した工事用仮設道路を使用することで、新たな搬入路の確保が不要となるほか、過去の東京都発注の堤防工事においても、良好な施行実績を有している。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>そ の 他 特 記 事 項</p>	<p>・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>